

# MI・KU・RE・PO

2024.01

労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

## 【特集】「2024年問題」の労務管理対応②

2024年4月より一部猶予されていた業界にも時間外労働・休日労働（残業）の上限規制が適用されます。建設業や運輸交通業、医療業界でも「2024年問題」への取り組みが本格化します。

改正施行日に向けて連載で業界別に内容を取り上げていきます。第2回の今月号は運輸交通業（バス&タクシードライバー）編です。

### 第2回 バス&タクシードライバーの時間外労働の上限規制

【上限規制の原則】 1か月45時間、1年360時間、臨時的特別な事情がある場合でも1年 960 時間まで

バス・タクシードライバーには原則的な上限規制に加えて「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」が設けられており、4月よりあわせて改正されます。

改善基準告示	バスドライバー	タクシードライバー（日勤）
1日の拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間超は週3回までが目安）	
1年・1か月の拘束時間	1年：原則3,300時間以内 1か月：原則281時間以内	1か月：288時間以内 （隔勤は1か月原則262時間以内）
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	
運転時間（タクシードライバーは隔勤の場合）	2日平均1日：9時間以内 4週平均1週：原則40時間以内 連続運転時間：原則4時間以内	2暦日の拘束時間：22時間以内、かつ、2回の隔日勤務平均1回あたり21時間以内 2暦日の休息時間：継続24時間以上与えるよう努めることを基本とし、22時間を下回らない

### ！ ここがポイント

#### ● 車庫待ち等、ハイヤーの上限規制

タクシードライバーには、営業所等で常駐して、流し営業を行わない「**車庫待ち等**」ドライバーがいます。一定の就労形態を満たす車庫待ち等ドライバーには、改善基準告示の一部が緩和される特例があります。

また、運送の引受けが営業所のみ限定される「**ハイヤー**」運転手の場合には、上表の改善基準告示が適用されず、原則的な残業規制（1か月45時間・1年360時間・特別条項1年960時間）の範囲内におかれます。

### 労務Room Q & A

**Q** 上の表の「拘束時間」や「休息時間」とは、どのような時間のことですか？

**A** 「**拘束時間**」とは、始業から終業時刻まで会社が従業員を拘束しているすべての時間をいい「労働時間+休憩時間（仮眠時間を含む）」の合計を指します。

「**休息時間**」とは、従業員が会社から拘束されない自由な時間帯をいい「その日の業務終了時刻から、次の日の始業時刻までの時間」を指します。

## 終わりになき“2024年問題”

あけましておめでとうございます。昨年も「みくれぼ」をご愛読いただきありがとうございます。後々振り返ったときに、2024年は労務管理の分野で大きな転換点であったと感じる年になるかもしれません。

4月には、運送業や建設業、医療業界で猶予されていた残業の上限規制が始まります。有期労働契約に関する締結や更新のルールも厳格化され、裁量労働制については対象労働者の同意や撤回の手続きを要件とする改正が加わります。

働き方改革の集大成ともいえるこれらの改正は、企業現場での人手不足を解消することを目指しています。

もっとも労働力不足の問題は、いまに始まったことではなく、これまでも指摘されてきたことでした。漠然と感じていた危機感が、コロナ禍によって鮮明になったことで対応が加速した側面もあります。

長時間労働の削減や生産性の向上は、今後も叫ばれていくことになるでしょう。企業にとっては恒常的に「2024年問題」を抱え続けることになります。その課題解決をご支援する一年にしたいと考えております。本年もよろしくお願い申し上げます。



辰

## 【魚くん探知記】 今月の一尾

### 竜の落とし子： たつのおとしご

タツノオトシゴはオスが出産します。正確にはオスの「育児嚢（のう）」と呼ばれる袋の中にメスが卵を送ってオスがふ化させます。

魚類界きってのイクメンは、一匹のメスと生涯連れ添う愛妻家でもあるそうです。

辰年は通常閏年になりますので、潤いある一年になるといいですね。

還暦を迎える年男・年女の方にとっては「お仕事経つのも早いな」と感傷に浸りたくなるかもしれませんが、人生100年時代の当世ではそうもいってられません。

恒例のオチを考案するのに行き詰まった結果、今月だけは禁じ手ともいえる生成AIを援用したアナグラム方式を採用しました。



## 【一劇必撮】 今月の一枚



豊川稲荷神社

## 発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>



mobile website

個人情報の保護に敏感です



SRP II 認証事務所



SECURITY ACTION  
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ  
宣言事務所